

ブライムステージ稲毛Ⅱ緑地協定書

(目 的)

第1条 この協定は、秩序と調和を図りながら庭の緑を豊かにし、第3条に定める区域が緑につつまれ、洗練された町並みを形成し、安らぎのある快適な住環境となるよう、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号、以下「法」という。）第20条の規定に基づき定める。

(名 称)

第2条 この協定は、ブライムステージ稲毛Ⅱ緑地協定（以下「協定」）という。

(協定区域)

第3条 この協定の区域は、千葉市稲毛区長沼町 124-9 他 で別添図面に表示された区域とする。

(協定の効力)

第4条 この協定は、法による認可を受けた日より起算して3年以内に区域内に、法第14条に規定された土地所有者等が2以上になった時から有効になり、以後協定に定める協定区域に新たに所有者となった者、及び所有者から譲渡された者に対しても、その効力が及ぶものである。

(緑化に関する事項)

第5条 第1条の目的を達成するために、緑化に関する事項を次の通り定める。これに基づき土地所有者等は、その所有する土地又は地上権、若しくは貸借権を有する土地（以下「所有地等」という。）の緑化に努めるものとする。

2 植栽する樹木は、潤いと季節感にあふれた住宅地とするために、人目のつきやすい場所には、花の咲く樹木・四季の変化を楽しめる樹木・生け垣等を植栽する。

3 入居後においても所有者等は、自主的に花の咲く樹木・四季の変化を楽しめる樹木・生け垣等を植えるものとする。

(1) 花または四季の変化を楽しめる木

ウメ・アンズ・コブシ・カイドウ・サルスベリ・モクセイ・サクラ・ツバキ・サザンカ・ハナミズキ・ネムノキ・モミジ・モクレン・ハナズオウ・ツツジ・サツキ・ドウダンツツジ・ジンチョウゲ・アジサイ・クチナシ・バラ・ヤマブキ等

(緑化管理に関する事項)

第6条 協定区域内の所有者は等、この協定に基づいて栽培された樹木について第1条の目的が達成されるよう最善の管理を行うものとする。

2 所有者等は、植栽された樹木が地域の保全に役立ち、且つ、協定区域内の美観風致の向上に寄与するものであることを認識し、協定区域内の共有の財産として、みだりに伐採してはならない。

尚、工作物設置の支障となる場合には、原則として移植することとし、枯れ損じた場合には、同樹種若しくは協定に定める樹木を補植するものとする。

3 植栽した樹木が、各家庭、地域の環境保全に役立つようにするため、自主的の剪定、病害虫防除等を実施するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止について申し出をしなかった場合は、更に10年間延長するものとし、以降この例による。

(協定の変更及び廃止)

第8条 協定事項を変更しようとする場合は、土地所有者等全員の合意により、法による認可を受けるものとする。協定を廃止しようとする場合は、所有者等過半数の合意により、法による認可を受けるものとする。

(所有地の譲渡等)

第9条 この協定は、新たに土地所有者等となった者に対しても効力が及ぶことから「所有者」は、「所有地等」を譲渡した場合、新たに土地所有者等になった者に対し、この協定内容を明らかにするため、この協定書の写しを譲り渡さなければならない。

(代表委員会の設置)

第10条 この協定の効力が生じた場合は、この協定に関する事業及び事務を円滑に行うため、土地所有者等の中から若干名の代表委員を選出し、年1回以上の代表委員会を行うものとする。又、代表委員会の中から、協定の代表者・副代表者を各1名ずつ選出するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第11条 取り決めた第5条の緑化に関する事項、第6条の管理に関する事項を積極的に履行しない者、又は、この協定に違反した者に対し、代表委員会は、協定内容の実現に必要な措置をとるよう要求するものとする。

(協定書の保管)

第12条 この協定の認可通知書は委員会が所有し、その写しとこの協定書を土地所有者等全員に配布し、土地所有者等はこれを保管する。

(補 則)

第13条 この協定に定めるものもほか委員会の運営組織その他について、必要な事項が生じたときは別にこれを定める。

(以下余白)